

Socio Cultural Trends among Ainu descended Japanese City Residents : A Case Study on ‘Convergence vs Divergence’ in the Two Largest Cities in Hokkaido

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河野, 本道 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004090

アイヌ系住民の都市における動向 ——北海道内二大都市における場合の輻合・拡散現象——

河 野 本 道*

Socio-Cultural Trends among Ainu-descended Japanese City Residents: A Case Study on ‘Convergence vs Divergence’ in the Two Largest Cities in Hokkaido

Motomichi Kohno

北海道内の二大都市である札幌市と旭川市の両地域におけるアイヌ系住民について、とくに差異の大きな面や対照的な側面を比較してみると、例えば、今日の札幌市域在住者は、全ての者あるいは全てに近い者が札幌市域以外からの各地出身者またはその家系の世帯構成員であり、それに対して、旭川市域在住者のうちには、同市域旧近文地域出生者またはその家系の世帯構成員、すなわち地元民が多い。また、第二次世界大戦後についてみると、札幌市域在住者の場合は、主に社会的、経済的状況にもとづいて各地から転住してきており、旭川市域在住者の場合には、明治20年代前半からの殖民地選定区画計画にもとづいて近在から集められ「給与地」を下付されたアイヌ系住民の後代の世帯構成員が旧「給与地」地域に居住してきたという例が多い。

さらに視点を变えて、とくに1970年以降の社会的主張の方向性についてみると、1997(平成9)年に『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律』が施行されるまでは、札幌市域在住者のかなりが「アイヌ民族」としての特権を求める運動を盛んに展開してきたのに対し、旭川市域在住者のかなりがそれに批判的な姿勢を示していた。

そして、これら両地域におけるアイヌ系住民の差異や対照的側面は、各都市の歴史的、社会的諸条件の違いにもとづいて生起された面も強いと言えるが、ここではそのような諸動向を伴う輻合・拡散現象に焦点を当てて、それぞれの特長の把握を試みることにする。

* 旭川市博物館嘱託、国立民族学博物館共同研究員

Key Words : Ainu-descended Japanese, convergence, divergence, Locals, Newcomers
キーワード：アイヌ系住民（アイヌ系日本国民）、輻合現象、拡散現象、地元型、転住型

結論的に述べると、第二次世界大戦後における札幌市域のアイヌ系住民は、100%またはそれ近くが他の地域出身者あるいはその系譜をもつ者なので、大略的に〈転住型〉と位置づけることができる。これに対して、旭川市域におけるアイヌ系住民は、主として近隣の地域から集まった者たちあるいはその系譜をもつ者によっているところから、大略的に〈地元型〉と呼んで良いであろう。そして、〈転住型〉の人々の間では輻合現象の傾向も拡散現象の傾向も強いと言うことができ、〈地元型〉の人々の間ではそれらの傾向が弱いと指摘することができる。今日では、とくに札幌市域でそれらの両現象が目立っている。

さらに、アイヌ系日本国民を「アイヌ民族」と呼ぶことにこだわる〈ニュー＝アイヌ型〉の者たちは、今日、札幌市や旭川市のような主要都市で積極的に民族運動を展開しており、強い輻合現象を示している。これに対して、都市の中には「アイヌ」あるいは「アイヌ民族」であることにこだわらない〈ポスト＝アイヌ型〉の人々も多数おり、そのような人々は一般的個人へと分化する拡散現象を強く示している。

なお、社会的、文化的側面の輻合現象と拡散現象に幅広く焦点を当てて都市の先住民的存在にアプローチしたこのような研究例は、日本における文化人類学的研究史上なかったと思われる。少なくともアイヌ系住民については、そのような研究例がこれまでにない。この意味で筆者は本論文を試論として位置づけたい。

In comparing the outstanding differences and contrasts between Ainu-descended Japanese citizens in regions of Hokkaido's two largest cities, it should be noted that Sapporo City was the administrative and economic center, while Asahikawa City was the army headquarters several decades ago, so that we come across variations to consider. For instance, those currently living in the Sapporo City Region are either all, or nearly all, people from outside the region, including the household members of such families; whereas, among people in the Asahikawa City Region, the majority consist of those native to the vicinity. Most were either born in the former Chikabumi Area, or succeeding generation members continuing to live there. After World War II, the reasons for people to live in the Sapporo City Region were mainly social and economic. As for the Asahikawa City Region, in the earlier half of the 20th year of the Meiji Era people were gathered from neighboring sites according to the settlers' land selection and division plan. Most residents represent succeeding generations of Ainu households which received such allotments, and came to reside on them.

From another point of view, especially after 1970, a social trend came about demanding certain rights. Up till 1997, when "The Law Concerning the Progress of Ainu Culture / the Promotion and Enlightenment of Knowledge of Ainu Tradition, etc." was enacted, demanding

quite a number of Sapporo Ainu-descended residents were strongly demanding their rights as 'Ethnic Ainu'. In contrast, quite a number of Asahikawa regional residents showed a critical attitude toward this.

It could be said that among cases of Ainu-descended citizens, differences and contrasts have arisen between these two regions because of disparity in historical and social conditions. I concentrate here on distinguishing such trends.

In conclusion, it is possible to state that almost 100% of Ainu-descended citizens residing in the Sapporo City Region since World War II consist of those from other regions, so that they can be regarded as 'Newcomers'. On the other hand, Ainu-descended citizens in the Asahikawa City Region consist of those from nearby areas who gathered to live in the Asahikawa City Region with their households, so that it is appropriate to call them 'Locals' in general. In addition, it is reasonable to assume that the 'Newcomers' show a stronger tendency toward convergence as well as divergence, for some 'Locals' claim both tendencies are weak. Today, especially in the Sapporo City Region, both indications have become more distinct.

Furthermore among Ainu-descended Japanese citizens there are the 'New Ainu' people who are deeply attached to being called 'Ethnic Ainu'. Such people are active in movements in leading cities such as Sapporo and Asahikawa, demonstrating strong convergence. In contrast, the 'Post-Ainu' people who do not stress 'Ainu' or 'Ethnic Ainu' show a tendency of divergence as ordinary people disregarding the details.

To date, there seem to have been no cultural anthropological studies in Japan on the convergence and divergence existing among ethnic groups residing in cities. At least, none have appeared yet concerning Ainu-descended Japanese. Thus the author presents this paper.

- | | |
|-----------------------------------|--|
| I. 序論／研究の視点など | 1. 札幌市域における場合 |
| II. 札幌・旭川両市域におけるアイヌ系住民の差異点 | 2. 旭川市域における場合 |
| 1. 総論 | 3. 札幌・旭川両市域におけるアイヌ系人口・世帯数の動態とアイヌ系住民の動向 |
| 2. 札幌市域における諸集団 | IV. 結語／札幌・旭川両市域におけるアイヌ系住民の輻合・拡散現象 |
| 3. 旭川市域における諸集団 | |
| III. 札幌・旭川両市域におけるアイヌ系住民の人口の変遷と集団化 | |

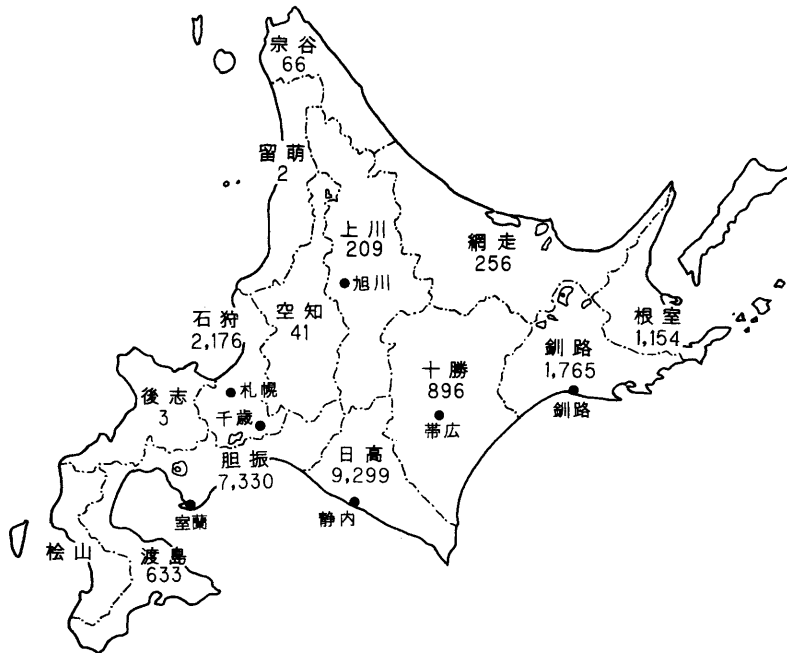
I. 序論／研究の視点など

日本国内のアイヌ系国民は、現在主に北海道内に在住しているとは言え、北海道外にも広く分散しており、郡部のみならず都市部にも多々居住している。また、今日では、北海道出身のアイヌ系の者で、国際結婚や移住などにより、日本国外に居住している者もいる。そして、現代における日本国内のアイヌ系国民の人口は、5万人とも、それ以上とも言われているが、もはやおおよその数値を推定することさえ難しい段階にある。今日ではまた、「アイヌ」と「非アイヌ」とを分かつ客観的条件も明確さを欠いていると言うことができる。

しかしながら、現に自らを「アイヌ」とであると位置づける人々が一定数存在しているので、参考までに北海道生活福祉部の調査による1993〔平成5〕年度の北海道内における「ウタリ」の確認世帯数および人口を示すと、「この調査において、「アイヌ」とは、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方とした。但し、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない」とされた上でのものであるが、75市町村に7,328世帯23,830人が数えられている（北海道生活福祉部 1994）。

同調査報告書にはアイヌ系住民の市町村別人口が示されておらず、「地区類型」上「都市型」（「市街地を形成」している「大字・字の区域を単位」として、「アイヌの人たちが10世帯以上居住」しているという条件にもとづく類型）に分類されている地区を有する市・町として、札幌市、千歳市（以上石狩支庁）、室蘭市（胆振支庁）、静内町（日高支庁）、帯広市（十勝支庁）、釧路市（釧路支庁）などが挙げられており、これらで2,146世帯6,382人とされているが、本来は同条件の旭川市域の場合のような調査拒否地区における数をも加える必要がある（付図：「1993年における北海道内支庁別アイヌ系人口」参照）。

アイヌ系日本国民に関する「実態調査」は、上記のほかにもこれまで、北海道により1962〔昭和37〕年、1972〔昭和47〕年、1979〔昭和54〕年、1986〔昭和61〕年、1993〔平成5〕年に、東京都により1974・1975〔昭和49・50〕年、1988・1989〔昭和63・平成1〕年に実施されており、札幌市域についての1976〔昭和51〕年および1987・1988〔昭和62・63〕年（未公表）の例があるが、これらのうちから札幌市域についての1987・1988〔昭和62・63〕年実施のものを除くと、それぞれの調査について



付図 1993年における北海道内支庁別アイヌ系人口
参考資料：北海道生活福祉部編『平成5年北海道ウタリ生活実態調査報告』
(1994, 北海道生活福祉部)

報告書が刊行されている。また、以上のうちから北海道（日高支庁）による1962〔昭和37〕年の調査にもとづく報告書を除くと、他の何れの報告書によっても、詳しくはともかく、都市ないし市部域におけるアイヌ系日本国民に関する情報を得ることができる。

ちなみに、札幌市による1976〔昭和51〕年の調査により「アイヌ」として数えられている世帯数および人口は、154世帯435人であり、同市域における1979・1986〔昭和54・61〕年のアイヌ系住民の世帯数と人口は、それぞれ244世帯787人、363世帯1,205人である（北海道民生部編 1979・1986）。そして、1976〔昭和51〕年以降の札幌市域におけるアイヌ系住民の世帯数・人口についてみると、年を追って一段と増加傾向を辿っていると推定することができる。これに対して、旭川市域における1979〔昭和54〕年以降のアイヌ系住民の世帯数・人口についてみると、1979〔昭和54〕年で126世帯403人が数えられており、その後あまり急な変化が認められない。但し、両都市におけるアイヌ系人口の変遷のこのような差異は、両都市の総人口の増加率の差異と無関係ではないと考えられる。

ところで、かつてはアイヌが今日における市部域を含む北海道の各地に広く居住していたわけであるが、1883〔明治16〕年（根室県）および1885〔明治18〕年（札幌県）からの『救済方法』の適用や、それらに続く1889〔明治22〕年以降における「殖民地選定区画」計画の実施に伴う「給与地」の割渡、1899〔明治32〕年に制定された『北海道旧土人保護法』の施行に伴う「給与地」の下付などにより、多くのアイヌ系の者が北海道内各地で新たな農村集落または半農半漁集落を構成することになった。しかし、その後「給与地」所在地が市街地に隣接あるいは近接するようなことが起こったり、さらにはアイヌ系住民自身のうちに「給与地」における農業経営に馴染めない者が出るようになったことなどから、アイヌ系住民が「給与地」を離れて都市に移り住むという傾向が次第に強まっていった。また、このような動向に伴い、アイヌ系住民は漸次多様な生き方を示すようにもなった。

そして、これまでアイヌもしくはアイヌ系住民が「給与地」または旧「給与地」地域から都市に出て生計を立てるという場合に、経済的に恵まれないということが往々にしてあったが、それに加えて民族的ないし人種的被差別感をもつような体験を伴ったりすると、アイヌ系住民として自らの〈民族〉的位置づけ方に無関心ではいられなくなるという事情があった。このことは、都市におけるアイヌ系住民個々人の経済的条件や社会的条件が、往々にして自らを「アイヌ」もしくは「アイヌ系」であると意識したり、位置づけたりする要因になってきたということを意味している。これと同様のことは、都市化されてしまった旧「給与地」地域あるいはその付近におけるアイヌ系住民についても言うことができる。

また、自らを「アイヌ（民族）」もしくは「アイヌ系」であると位置づける要因としては、その他にも個々人の歴史的諸条件や歴史的理解の方法、形質的特徴などを考慮に入れる必要があり、アイヌ系住民は以上のような諸要因によって、自らを「アイヌ（民族）」であると位置づけたり、「アイヌ系」住民と位置づけたり、あるいはそれ以外の立場をとったりするということになるが、都市部においては郡部における場合よりも、複雑な社会的条件や様々な文化的条件のもとで生活を営み、生計の立て方の幅（職業選択の幅）が広いなどのため、「アイヌ（民族）」もしくは「アイヌ系」住民としての生き方は多面化すると考えられる。現実にもそのような状況を認めることができる。

しかし、今日におけるアイヌ系住民の生き方の方向性についてみると、二大別することができる。すなわち、その一つは、どの程度形質的、社会的、文化的に「アイヌ」を担っているか否かにかかわらず、自らを「アイヌ」もしくは「アイヌ民族」である

と位置づけ、「アイヌ」としての特権を社会的に認められようとする方向性である。他の一つは、自らを「アイヌ」、「アイヌ民族」もしくは「アイヌ系」とであると位置づけるか否かにかかわらず、あえて「アイヌ」としての特権を求めようとはしない立場をとる方向性である。なお、理解の便宜上、以上のうち、前者の方向性をとる者を〈ニュー＝アイヌ〉、後者の方向性をとる者を〈ポスト＝アイヌ〉として大別しておく（河野本道 1996）。

以上のような対照的な立場のとり方は、ともに都市部においてのみならず郡部においても認められるが、〈ニュー＝アイヌ〉の場合には社会的、文化的に〈輻合（または集中、集合、収斂）/convergence〉化する傾向がより強く認められ、〈ポスト＝アイヌ〉の場合には社会的、文化的に〈拡散（または分化、分岐、分散）/divergence〉化する傾向がより強く認められる。また、現代アイヌ系日本国民に関しては、社会的、文化的輻合現象（異なるものの同一化）や拡散現象（同一のものの分散化）が、郡部よりも都市部においてより強く認められると言って良さそうである。そして、このような点が認められるところから、社会的、文化的輻合現象および拡散現象に焦点を当てて、都市における現代アイヌ系日本国民による集団的特徴を把握する方法を考え、これを本論においては札幌市域における場合と旭川市域における場合とで試みることにする。

ところで、北海道内のこれらの二大都市域における現代アイヌ系住民についてみると、共通面を認めることができるが、大きな差異や対照的な方向性も認めることができる。すなわち、都市によってアイヌ系住民としてのあり方に違いがあるわけであるが、そのような違いの生ずる要因の理解のため、以下においては、まずそれぞれの都市域における集団に関わる主な諸条件や集団の主な動向を確認し、その上で社会的、文化的な輻合現象および拡散現象に焦点を当てて、それら両地域住民のあり方の特徴を把握することにする。

なお、本論は国立民族学博物館の共同研究である『都市における先住民社会の研究』の研究会（研究代表者：松山利夫）の1995年7月15日および1996年6月21日における配布資料に修正、補足を加えたものであり、その後の知見にはほとんど触れていない。また、本論は、青柳清孝・松山利夫編『先住民と都市・人類学の新しい地平』（1999: 81-92, 青木書店）中の「都市におけるアイヌ系日本国民の動向——札幌市域と旭川市域の事例から」と重複する部分がある。しかし、同論述は本研究のダイジェストとも言うべきもので、あまり資料的裏づけをなすことができず、両地域住民の特長を輻合現象および拡散現象の資料的裏づけにもとづいて十分説明するというまでには至ら

なかった。本論はこのような点を改めることによって、さらに両地域住民のあり方を浮き彫りにしようと試みたものである。

また、歴史的に幅広く社会的、文化的諸面から輻合現象および拡散現象を抽出して都市における先住民的存在を理解しようとした方法にもとづく論述を、筆者は知らない。そもそも輻合現象および拡散現象という用語や概念は、生物学の分野からの借用であって、少なくとも日本における文化人類学的分野では、このようなアプローチによる研究例はないのではないと思われる。少なくともアイヌに関してはこれまで本論のような研究例がなかった。この意味から筆者としては、本論を試論として位置づけたい。日本ではかつて物質文化の研究上輻合現象および拡散現象が注目されたことはあったが、これらの対照的現象に焦点を当てる方法論を幅広く社会的、文化的側面の理解にまで適用した本論による試みは、決して無意味ではないと考えられる。何故なら、それらは人々の離合集散現象を物語るものだからである。但し、それらは逆の現象としてのみ理解されるべきではない。それらの現象は、往々伴って認められる。

Ⅱ. 札幌・旭川両市域におけるアイヌ系住民の差異点

1. 総論

北海道内のアイヌ系住民のうち、札幌市域在住者と旭川市域在住者について、歴史的経緯や現代における動向を比較検討してみると、両者間に次のような差異や対照的な側面を指摘することができる。なお、現状では札幌市域在住者については、『(社)北海道ウタリ協会』に属する者がかなりいるが、同協会会員以外の者もあり、旭川市域在住者の場合は、『旭川アイヌ協議会』会員と『(社)北海道ウタリ協会』会員とがかなり重複していて、それらのどちらにも属さない者もあり存在する。

それぞれの地域住民における、まず〈出生地・出身地〉について比較してみると、今日の札幌市域在住者の全てあるいは全てに近い者が、札幌市域以外の北海道各地出身者またはその後代の世帯構成員（サハリン島南部出身者の後代の世帯構成員を含む）である（表1および表2参照）。

これに対して、旭川市域在住者は、旭川市域旧近文地域（旧給与地地域）出生者またはその後代の世帯構成員が多い。

なお、この地域における1984年の地区別世帯数および人口と夫婦の系譜についてみると、表3および表4のようである。

表1 1987・1988年頃における札幌市域在住
アイヌ系世帯出身地の支庁管内別比率

出身地	人数 (%)
石狩支庁管内	数%程度
渡島支庁管内	1%以下
桧山支庁管内	0% (?)
後志支庁管内	0% (?)
空知支庁管内	数%程度
上川支庁管内	数%程度
留萌支庁管内	0% (?)
宗谷支庁管内	0% (?)
網走支庁管内	1%以下
胆振支庁管内	約30%
日高支庁管内	50%強
十勝支庁管内	数%近く
釧路支庁管内	数%程度
根室支庁管内	1%以下
その他	
合 計	約200人／100%

(元札幌市生活指導員計良智子氏によるご教示に筆者の推測を加えた。)

表3 1984年における旭川市域の地区別
アイヌ系世帯数・人口

町 名	世帯数	%	人 口	%
錦 町	53	41.7	149	40.6
緑 町	22	17.3	61	16.6
北門町	11	8.7	30	8.2
その他	41	32.2	127	34.6
計	127	100(%)	367	100(%)

(大塚一美氏他の調査による。)

注：旧給与地地域86世帯
旧給与地地域外41世帯。

表2 1987・1988年頃における札幌市域在住
アイヌ系世帯出身地の市町村別比率

順	市町名	所属支庁	人数 (%)
1	平取町	日高支庁	30%弱
2	穂別町	胆振支庁	10%強
3	鶴川町	胆振支庁	10%弱
4	静内町	日高支庁	数%強
5	新冠町	日高支庁	数%程度
6	門別町	日高支庁	数%程度
7	浦河町	日高支庁	数%程度
8	白老町	胆振支庁	数%程度
9	札幌市	(石狩)	数%程度
10	旭川市	上川支庁	数%弱
以下市町・支庁省略			→ 20%強
合 計			100%

(元札幌市生活指導員計良智子氏によるご教示に筆者の推測を加えた。)

表4 1984年における旭川市域の
アイヌ系世帯の夫婦の系譜

夫婦の系譜	世帯数	%
夫婦ともアイヌ系	25	23.8
アイヌ系・和人養子	77	73.3
アイヌ系・和人		
和人養子・和人	3	2.9
計	105	100%

(大塚一美氏他の調査による。)

また、〈居住経緯〉についてみると、第二次世界大戦後における札幌市域在住者（初代）の場合には、社会的、経済的事情によって転住してきている例が多い。これに対して、旭川市域在住者の場合は、「殖民地選定区画」計画（『北海道旧土人保護法』施行以前）にもとづいて「給与予定地」を下付された者の後代の世帯構成員が先代から居住地を受け継いできている例が多い。

さらに、〈適用法規〉についてみると、札幌市域は『北海道旧土人保護法』（1899年施行）の適用地域ではあるが、その適用例はごく稀であり、現代（但し、1997年まで）についてはその対象者の家系を担った者が全くいないかほとんどいない。これに対して旭川市域在住者は、『北海道旧土人保護法』に準ずるが、それとは大幅な差異のある『旭川旧土人保護規定』（1906年施行）を適用された。

次に、〈給与地と現居住地との関係〉についてみると、今日の札幌市域在住者については、全ての者が「給与地」と無関係に居住しているのに対して、旭川市域在住者については、現在も旧給与地地域に多数が居住している。

ところで、以上のような歴史的経緯に加えて、今日における〈自らの集団（民族）的位置づけ方〉についてみると、札幌市域在住者については、「アイヌ」を「民族」と見なし、自らを「アイヌ民族」と位置づけることにこだわる者がかなりいる。とくに（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員のうちには、そのような者が少なくない。これに対して、旭川市域在住者については、自らを「アイヌ」、「アイヌ民族」もしくは「アイヌ系日本国民」などと位置づける者はいるが、「アイヌ」を「民族」とであると位置づけることにこだわる者は少ないとみられる。

また、〈文化の伝承活動に関わる姿勢〉についてみると、今日の札幌市域在住者については、文化面の伝承活動に積極的な者がかなりおり（とは言え、同一世帯構成員を含む推定数10名以内か?）、「アイヌ文化」が次の世代に受け継がれることを期待する者が少なくない。とくに（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員のうちには、そのような人々が少なくないと言えよう。他方、旭川市域在住者の場合については、積極的に文化面の伝承活動に当たる者はいくらかいるが、「アイヌ文化」を次の世代にまで受け継がせようとしている者は少ないと見受けられる。

〈社会的主張面〉についてみると、札幌市域在住者の場合は、「アイヌ民族」としての特権を認める「アイヌ新法（仮称）」の制定を求めた者がかなりおり、1997〔平成9〕年制定の『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（「アイヌ文化法」の略称で呼ばれることが多い）』の適用に積極的な姿勢を示している者が少なくない。そして、（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員の

多くはそのような立場をとっているとみられる。これに対して、旭川市域在住者の場合は、「アイヌ新法（仮称）」制定を要求した者があまり多くなかったが、『アイヌ文化法（略称）』が制定されると、それが「アイヌ」を「先住民（民族）」として定めたものではなかったということから、その適用を受けることにしたという者が出ている。すなわち、旭川アイヌ協議会会員のかなりが、新法の制定に伴い、（社）北海道ウタリ協会旭川支部会員とともにその適用を受け入れるようになった。しかし、旭川アイヌ協議会会員のうちには、その後も従前通り新法に反対の立場をとっている者が存在する。なお、旭川アイヌ協議会会員は、1974〔昭和49〕年以降の『北海道ウタリ福祉対策』については対応、容認してきており、それへの対応については（社）北海道ウタリ協会旭川支部会員と同一歩調をとってきた。

〈行政組織・政治家との関係〉についてみると、（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員の場合には、行政への依存度の強い者がかなりいると見受けられる。実際、同支部では札幌市に対して、これまで種々の要求、要望を重ねてきている。これに対して、旭川市域在住者の場合は行政への依存度の強い者は少ないと見受けられる。また、（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員については、政党支持の方向性が多様とみられるが、旭川アイヌ協議会会員の場合は、かなりが特定の政治家との結びつきに多少なりとも期待してきたと言えよう。なお、行政や政治家との関係に期待するとことにより、個々人の生活設計への姿勢に依存性を伴うことになるが、（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員のうちには、旭川市域在住者の場合よりもそのような依存度の強い者が多いとみられる。

北海道内におけるアイヌ系住民のうち、札幌市域在住者と旭川市域在住者について、主な歴史的経緯および最近の動向を比較してみると、両者間に以上のような差異や対照的な点を指摘あるいは推測することができるが、このことはアイヌ系住民としての生き方が歴史的に見て多様化してきており、今日的に見て決して一様ではないということを物語っていると理解される。しかし、同時にアイヌ系住民がまとまりを示す（輻合化）傾向も認められ、その今日の状況は、それぞれの都市の諸条件や個々人の経済的条件によるのに加えて、『アイヌ文化法（略称）』が制定されたことにもよると言って良さそうである。すなわち、『アイヌ文化法（略称）』制定に伴って文化事業などへの助成金が出るようになると、札幌市域でも旭川市域でもアイヌ文化の学習、再現、創出活動などが活発となり、とくに札幌市域ではそのため各種の小グループが誕生し、名乗りを上げるようになった。要するに『アイヌ文化法（略称）』はアイヌ系住民の文化的、社会的輻合現象を促し、現代「アイヌ（民族）」の創出に寄与した

というわけである。

なお、ここで参考までに、札幌、旭川両市域における『アイヌ文化法（略称）』成立以前からのアイヌ系住民による各種団体について一通り概略的に把握しておく、札幌は第二次世界大戦前には全道的な組織的活動の中心地とはされたものの、アイヌ系住民による特別の目的をもつ集団形成がなされたというわけではなく、第二次世界大戦後にそのような集団形成がなされている。これに対して、旭川についてはすでに1901〔明治33〕年に、給与地移転の危機に際して特定の目的による集団形成がなされており、その影響が後々まで及ぼされている。

これら両地域においてこれまでに形成された主な諸団体について、結成目的、活動などの概略を示すと以下のようなものであるが、両地域において様々な点で対照的動向を示してきた2集団、すなわち、『社団法人北海道ウタリ協会札幌支部』と『旭川アイヌ協議会』については、それぞれの動向について少し詳しい説明を加えておく。

2. 札幌市域における諸集団

（1）『北海道アイヌ協会』¹⁾

この協会は、北海道庁官吏の指導のもとに、1930〔昭和5〕年7月18日に結成された組織であり、活動拠点を札幌市内にもった。また、その主な活動は、『北海道旧土人保護法』の大幅改正（第2回改正）を実現させるための運動であった。なお、同法の改正は1937〔昭和12〕年になってようやく果たされ、給与地の売却が可能になったり、「旧土人学校」が廃止されるなどということになった。すなわち、同法の第2回目の改正を通じて、アイヌ系住民は従前に比べて給与地地域から都市へと移住し易くなった。

（2）『社団法人 北海道アイヌ協会』²⁾

この協会は、「アイヌ民族ノ向上発展、福利厚生ヲ図ル」ことを目的として設立された社団法人であり、1946〔昭和21〕年3月26日に登記をなし、札幌市内に事務局を置いていた。主な活動は、農地改革によって「不在地主」の給与地が失われることのないよう諸方面に働きかけるといった運動であったが、その行きづまり、挫折に伴い、同協会の機能は中止された。

（3）『社団法人 北海道ウタリ協会』^{3), 4), 5), 6)}

「あいぬ民族の向上発展、福利厚生を図る（後に、「ウタリの向上発展、福利厚生

を図る」に変更)」ことを目的として、1960〔昭和35〕年4月10日に『(社)北海道アイヌ協会』の再建がなされ、さらに翌年4月13日に、同協会の名称が『(社)北海道ウタリ協会』と変更された。そして、『北海道ウタリ福祉対策』の実施に伴い会員数が目立って増えるようになり、第2次『北海道ウタリ福祉対策』実施期間中の1982〔昭和57〕年5月23日における定例総会で、『北海道旧土人保護法』の廃止と新法制定を求めることを決議した。なお、その後同協会は、「アイヌ新法（仮称）」早期制定実現促進運動を極めて積極的に展開するようになり、それとともに〈民族色〉を強めるに至った。また、1992〔平成4〕年以降については、「国際先住民年」に関わる活動にも力を入れるようになっている。

(4)『社団法人 北海道ウタリ協会札幌支部』^{7), 8)}

1971〔昭和46〕年12月22日、『(社)北海道ウタリ協会札幌支部』が結成されたが、同支部の結成は、『(社)北海道ウタリ協会』の再建(1960〔昭和35〕年)がなされてから11年余りを経ている。また、同支部の当初の会員数は12名(世帯)であった。このように『(社)北海道ウタリ協会札幌支部』は、『(社)北海道ウタリ協会』の再建がなされてから10年以上を経て、12名(世帯)ばかりで支部が結成されたが、当時すでに札幌市域にはアイヌ系世帯が200世帯以上在住していたと推定され、それまで同地域のアイヌ系住民は『(社)北海道ウタリ協会』に加入せずにいた。すなわち、北海道内で最も人口の集中している札幌市域においては、アイヌ系の者が1970年代初めまで『(社)北海道ウタリ協会』に加入せずにいたわけである。ところが、北海道による『北海道ウタリ生活実態調査』(1972〔昭和47〕年)が行われた上、『北海道ウタリ福祉対策』(第1次/1974~1980年)が実施されるということが見込まれた段階で、札幌市域在住のアイヌ系住民のうちに『(社)北海道ウタリ協会札幌支部』結成の気運が起こった。このことは同支部の結成が『北海道ウタリ福祉対策』の実施と密接な関係にあることを物語っている。なお、その後の同支部の主な活動についてみると、以下のようである。

1972〔昭和47〕年	初の「修学資金」助成制度に応じた。
1972〔昭和47〕年	支部として、シャクシャイン供養祭および阿寒湖の『マリモ祭』に初参加した。(以後支部会員は毎年これらの祭に参加)
1973〔昭和48〕年12月	支部会員中の木彫関係者らが、『アイヌ民芸品企業組合』

- を組織した。
- 1974〔昭和49〕年1月 「生活館」建設運動を始めた。
- 1974〔昭和49〕年6月 支部会員が、札幌市在住の「ウタリ予備実態調査」に関わった。
- 1976〔昭和51〕年5月 札幌市により「職業相談員」が設けられ、支部会員がその任に就いた。
- 1977〔昭和52〕年2月 札幌市長に対して、「生活館」の設置を要望した。（翌年11月実現）
- 1978〔昭和53〕年5月 札幌市により「生活相談員」が設けられ、支部会員がその任に就いた。
- 1979〔昭和54〕年1月 「アシリ＝チセノミ（新築儀礼）」を催した。
- 1979〔昭和54〕年6月 札幌市により設置された「生活館」内に支部事務局を置いた。
- 1979〔昭和54〕年6月 「職業相談員」が増員された。
- 1979〔昭和54〕年6月 支部として「ウボボ・リムセ」を始めた。
- 1979〔昭和54〕年7月 月1度の「北海道旧土人保護法学習会」を始めた。
- 1979〔昭和54〕年10月 『アイヌ語教室／ウエカルパ』を発足させた。
- 1980〔昭和55〕年9月 機動職業訓練のために設けられた「織布科」で、第1回生（支部会員）が9ヶ月間学ぶことになった。
- 1980〔昭和55〕年10月 「住宅資金」の利用が8戸、「宅地資金」の利用が7戸あった。
- 1981〔昭和56〕年5月 教員による差別問題があったことに関連して、札幌市教育委員会に「教育相談員」が設けられ、支部会員がその任に就いた。
- 1982〔昭和57〕年1月 「北海道旧土人保護法学習会」を開いた。
- 1982〔昭和57〕年1月 支部会員が機動職業訓練のために設けられた「木材工芸科」で学ぶようになった。
- 1982〔昭和57〕年10月 「カムイノミ」の学習会を開始した。
- 1983〔昭和58〕年5月 市立学校（幼・小・中・高）教職員に対するアンケート作成のための委員会を開催した。（翌年3月までに6回開催）
- 1984〔昭和59〕年4月 サーミと交流した。

- 1984〔昭和59〕年3月 「北海道旧土人保護法学習会」を開いた。
- 1985〔昭和60〕年3月 支部会員が「カナダ＝インディアン訪問の旅」に出た。
- 1985〔昭和60〕年10月 「アイヌ新法」学習会を開始した。
- 1986〔昭和61〕年3月 支部に「青年部」を設けた。
- 1986〔昭和61〕年8月 北海道大学医学部における「イチャルパ（祖先供養祭）」に、支部から9名が参加した。
- 1986〔昭和61〕年10月 江別市対雁（ついしかり）の「イチャルパ」（エンチュの祖先供養祭）」に、支部から10名が参加した。
- 1987〔昭和62〕年8月 「部落解放同盟矢田部支部子供会」と交流した。
- 1987〔昭和62〕年8月 広島「ジョイジョイワーク」と交流した。
- 1988〔昭和63〕年2月 カナダ＝インディアンと交流した。
- 1988〔昭和63〕年2月 ベルールの民族と交流した。
- 1988〔昭和63〕年3月 アメリカ＝インディアンと交流した。
- 1988〔昭和63〕年10月 札幌市に「市創建120周年事業とアイヌの関わり」について質問した。
- 1989〔平成元〕年2月 支部会員が第1回『アイヌ民族文化祭』においてアイヌ語劇などに参加した。（支部会員は同文化祭に以後毎回参加）
- 1989〔平成元〕年7月 支部世帯構成員の沖縄大学進学希望者5名が同大学の見学に赴いた。
- 1990〔平成2〕年4月 『アイヌ語教室』を開いた。
- 1991〔平成3〕年1月 「アシリパノミ（新年の儀礼）」を催した。（以後毎年開催）
- 1991〔平成3〕年12月 支部会員が『札幌ウポポ保存会』を発足させた。
- 1992〔平成4〕年1月 「アシリパノミ」を、これ以降他に儀式の指導を受けるなどの力を借りることなく、支部独自で催すようになった。
- 1992〔平成4〕年3月27日 東京における「アイヌ新法」早期制定促進のためのデモに、支部会員15名が参加した。
- 1992〔平成4〕年9月 支部から、15日のアシリチエップノミ（於：札幌市）に30名、23日のシャクシャイン供養祭（於：静内町）に28名、26日のノッカマッパの祖先供養祭（於：根室

市)に26名が参加した。

1993〔平成5〕年2月6日 支部創立20周年記念事業および第1回『全道ムックリ大会』を実施した。

(5)『アイヌ解放同盟』

この組織については、1974〔昭和49〕年10月に『アイヌ解放同盟綱領案』が起草されており、活動拠点が札幌市内に置かれてきたが、その構成内容や活動内容は詳らかでない。なお、1972年10月31日には、『アイヌ解放』創刊号を発行している。また、同組織の構成員のうちには、『アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展実行委員会』、『アイヌ・モシリの自治区を取り戻す会』のメンバーと重複する者がいる。

(6)『北海道アイヌ民族政治連盟』

この組織は、1982〔昭和57〕年9月29日に結成され、活動拠点が札幌市内に置かれていたが、構成内容や活動内容は詳らかでない。なお、最近表立った活動がなされておらず、同組織構成員のうちには、『(社)北海道ウタリ協会』の会員と重複する者がいる。

(7)『札幌アイヌ文化協会』⁹⁾

この協会は、1983〔昭和58〕年4月1日、「アイヌ民族文化の保存と育成」および「アイヌ民族文化の創造と教育全般の振興」を目的として結成された。そして、同組織はこれまで、札幌市内豊平河畔における「アシリチュップノミ(鮭迎えの儀式)」をはじめとする「民族行事の開催」などの事業に当たってきた。また、1997年3月には『月刊・アイヌ文化協会会報』第1号を発行している。なお、同協会構成員のうちには、『(社)北海道ウタリ協会』の会員と重複する者がいる。

(8)『アイヌ民族文化伝承の会』

この会は、1983〔昭和58〕年6月5日に札幌市内で発会したが、その構成内容や具体的な活動は詳らかでない。なお、この会の構成員のうちには、『(社)北海道ウタリ協会』の会員と重複する者がいる。

(9)『「アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展」実行委員会』¹⁰⁾

この実行委員会は、1990〔平成2〕年頃に組織され、札幌市内に活動の拠点を置い

てきた。また、これまで同実行委員会は、写真パネル展開催のほか、差別問題との直接的な取り組み、写真パネル展の写真集刊行¹⁰⁾などに当たってきた。なお、その構成内容は詳らかでないが、構成員のうちに『アイヌ解放同盟』、『アイヌ・モシリの自治区を取り戻す会』のメンバーと重複している者がいる。

(10) 『アイヌ・モシリの自治区を取り戻す会』¹¹⁾

この会は、「歴史的にアイヌ民族の領土であるアイヌ・モシリ（現・北海道）、樺太（サハリン）、千島諸島の領有権を主張し、アイヌ・モシリとしての自治区を取り戻すことを世界に向かって宣言し、運動を展開する」ことを目的として結成されている。また、同会は1991年10月25日より「会則」を施行、札幌市内に事務局を置いている。なお、同組織の構成員のうちには、『アイヌ解放同盟』、『アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展実行委員会』のメンバーと重複する者が存する。

(11) 『ヤイ・ユーカーの森』¹²⁾

この組織は、1992〔平成4〕年1月1日に発足し、札幌市内に事務局を置いて、アイヌ文化の各種の再現事業や講座の開催などに当たってきた。なお、『活動連絡ニュースレター Yay Yukar Park』を刊行してきた。

3. 旭川市域における諸集団

(1) 『解平社』^{13), 14), 15)}

この組織は、1926〔大正15〕年11月中旬頃、旭川の『日本農民党』員による後押しや『水平社』の影響を受けて発会したアイヌ系住民による結社で、アイヌ史上政党、労働運動、農民運動の色合いをもって結成された初の組織である。この組織はこれまで構成内容や運動について詳らかにされてこなかったが、アイヌ（系住民）が「解放されて公平に」なることを目指して結成されたと言われている。なお、この組織の中心的メンバーらは、その後1932年に旭川市において『全道アイヌ代表会議』を開き、その決議を通じて『旧土人保護法撤廃同盟』を結成している。

(2) 『旧土人保護法撤廃同盟』¹⁶⁾

この組織は、1932〔昭和7〕年に、旭川市在住のアイヌ系住民が中心となり、「全面的保護法撤廃自立権獲得」¹⁶⁾を目指して結成された。そして、この組織による中央官庁への直接的な働きかけなどを通じて、1934〔昭和9〕年に『旭川市旧土人保護地

処分法』が制定（第65回帝国議会）、公布、施行され、それまで1戸に1町歩ずつ無償貸付されていた給与地49戸分が無償付与されるとともに、和人に転貸していた約90町歩の共有財産が北海道庁（『共有地管理委員会』）の管理下に置かれて、アイヌ系住民の利益に資するものとなった。なお、同組織の運動は『北海道旧土人保護法』の大幅改正（1937〔昭和12〕年）の布石となった。

（3）『旭川アイヌ協議会』^{17), 18), 19), 20)}

『旭川アイヌ協議会』の結成は、1972年11月17日のことであり、その結成の直接的な動機は、旭川市常磐公園内の『風雪の群像』¹⁸⁾が同年10月25日に爆破されたことに伴い、警察が同市内のアイヌ系住民（とくに成人男性）を対象としてあからさまな捜査活動を行ったため、アイヌ系住民が非常に迷惑を被ったことによる。このような警察の動きがあったため、同事件後の10月26日に市内（とくに旧近文地域）のアイヌ系住民が中心となって集まり、〈『風雪の群像』爆破アイヌ犯行説〉に抗議することを申し合わせた。そして、10月28日に旭川市長宛で『要望書』を提出し、〈『風雪の群像』爆破および北海道大学文学部北方文化研究施設のアイヌ資料爆破アイヌ犯行説〉の問題性を指摘して、あえて『風雪の群像』をもと通りにし、あわせて『北海道旧土人保護法』廃止に向けた働きかけをなすよう要請した¹⁹⁾。なお、その後における同組織の主な活動内容についてみると、以下の通りである²⁰⁾。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1972〔昭和47〕年11月19日 | 旭川市、法務省に対し、戸籍中で「旭川区旧土人給与地で出生」と記載されている点について差別性を指摘し、その抹消を申し入れた。 |
| 1973〔昭和48〕年1月27日 | かねて要請していた国鉄旭川駅構内における「アイヌ部落」の表示取り消しが実現された。 |
| 1973〔昭和48〕年8月7日 | 通称「近文アイヌ墓地」の区画整理に関わった。（同年9月26日、同墓地にアイヌ式墓標建立） |
| 1973〔昭和48〕年12月14日
～同月16日 | 『旭川アイヌ協議会』結成1周年記念事業として、第1回『アイヌ伝承と工芸展』を開催した。（以後本年まで毎年開催） |
| 1974〔昭和49〕年7月22日 | 旭川市教育委員会社会教育課長に宛てて『アイヌ文化遺産に対する意見書／ニチネカムイの保存について』を提出した。 |

- 1974〔昭和49〕年8月2日 北海道民生部による『ウタリの観光関係事業従事者実態調査』に対し、「憲法の精神に反し、差別につながる」として調査依頼を拒否した。
- 1974〔昭和49〕年8月18日 静内町における殺人事件の担当弁護士に対して、裁判上の被告をアイヌとして特別視せぬよう抗議文を送付した。
- 1974〔昭和49〕年9月18日 国立国会図書館および立法調査局が、旭川市で『北海道におけるアイヌ系住民の生活実態調査及び福祉対策』の实地調査を実施したが、これに対し『旭川アイヌ協議会』は調査項目を厳選して対応した。
- 1975〔昭和50〕年3月22日 市立旭川郷土博物館付属『アイヌ文化の森・伝承のコタン』内における『クーチンコロ顕彰碑』除幕式に関わった。
- 1982〔昭和57〕年11月 協議会員が、通称「近文アイヌ墓地」の測量および図面作成に当たった。
- 1983〔昭和58〕年4月 旧「近文」地域に関わる『コタンを語る会』を開催した。
- 1992〔平成4〕年2月 五十嵐広三代議士と「アイヌ新法（案）」について意見交換を行った。
- 1992〔平成4〕年3月24日 「アイヌ新法（案）」の学習会を開催した。
- 1992〔平成4〕年3月24日 「アイヌ新法（案）」を検討するための臨時総会を開催した。
- 1994〔平成6〕年3月18日 日本社会党中央本部および北海道本部に対し、「アイヌ新法」制定促進運動などに関わる抗議文を送付した。（同党北海道本部の要請により一度話し合いがもたれたが、正式な回答はなされていない。）

（４）『社団法人 北海道ウタリ協会旭川支部』

『（社）北海道ウタリ協会旭川支部』の結成は、1974〔昭和49〕年11月18日であり、『（社）北海道ウタリ協会』の再建から14年目のことである。また、同支部結成に伴い支部機関紙『小さな輪』が発刊された。さらに、この支部は『旭川アイヌ協議会』の設立より2年遅れ、第1次『北海道ウタリ福祉対策』7カ年計画（1974～

1980)の実施に伴って結成された。そして、この支部の発足に伴い、支部役員7名が『旭川アイヌ協議会』を脱会した¹⁵⁾。このようなことが起こった後、旭川市域のアイヌ系住民のうちには、『(社)北海道ウタリ協会旭川支部』のみに属する者と、『旭川アイヌ協議会』のみに属する者と、それらの双方に重複して所属する者が出るようになった。

支部結成後は、支部会員の多くが行政機関に用意され利用可能となった補助金を積極的に活用する姿勢を示しており、また、アイヌ語、アイヌ古式舞踊、編み物、織物、刺繍などの面について、改めて伝承、再現活動に当たる者も出るようになった。

(5)『アイヌ民族解放機構』

1986年4月に発足したが、組織の構成内容や活動内容については詳らかでない。

Ⅲ. 札幌・旭川両市域における人口の変遷と集団化

1. 札幌市域における場合

石狩川河口では、17世紀初頭頃から松前藩がアイヌとの交易に当たるようになっていた。そして、18世紀初頭に近い頃からは松前藩の漁場請負人によって石狩川流域の各所にサケ漁場が設けられている。その漁場である〈イシカリ場所〉を請け負った場所請負人は、アイヌを雇って漁場を経営した。また、この〈イシカリ場所〉のうちのいくつかは、札幌市域にも設けられていた。当時の札幌市域におけるアイヌ人口は、年によりかなりの変動があったようであるが、記録からすると大抵の場合100人から500人までの間にあり、500人を超えることもあった。但し、それらの人口はそのまま定住人口と見なせるものではなく、出稼ぎ人口を多数含んでいたと考えられる。

その当時の札幌市域における定着アイヌ人口については明らかでないが、明治期初頭の記録からしてみると、100人に満たなかったと推測される。明治初期におけるこの地域の人口についてみると、1869〔明治2〕年5戸13人、1870〔明治3〕年6戸13人とされており、その後少しずつ増えて1882〔明治15〕年には15戸56人となっている。ところが、明治20年代には定住人口が減少傾向を示していたと推察され、明治30年代半ば頃にはほとんどが転住してしまう。しかし、このことは必ずしもその頃札幌市域にアイヌ系住民がほとんど居住していなかったということを意味しない。というのは、札幌市域定住者が次第に札幌市域外に転住するようになった代わりに、札幌市域外か

ら札幌市域へと転住する者が次第に増加していったと推測されるからである。

時代が下るが、次のように言われている資料があり、すでに明治期から以下のような状況が次第に生じられつつあったと考えられる。すなわち、1934〔昭和9〕年3月7日の帝国議会貴族院における政府委員（佐上信一）の答弁によると、「（前略）北海道庁で調べて居る此の「アイヌ」人の人口の調べと云ふものは、是は「アイヌ」人であるか、是が内地人、和人であるかと云ふ基準は、「アイヌ」の中に入って居れば明らかであります、さう云ふ者が例えば札幌市、函館市、或は小樽市と云ふやうな大都市の戸々に入居りますと、さう云ふやうなものは統計として、「アイヌ」人として挙げることは困難なる状態にあるのであります（以下略）」と言われている（（社）北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会編 1990）。

また、1937〔昭和12〕年3月6日の帝国議会貴族院における政府委員（池田清）の答弁によると、「（前略）今日では都会地に大分入居りますから、都会地に於ける、例えば札幌なり小樽なり函館、函館方面などは相当居るらしいのですけれども、能く分からぬのであります（以下略）」と言われている（（社）北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会編 1990）。

これらの国会における政府委員の答弁は、給与地地区から都市へと転住した「アイヌ」が、官庁による統計の上で、往々にして「アイヌ＝旧土人」としての人口に含まれなかったということを示唆している。また、このような扱いは、まとまりのある給与地地区が設けられ、そこにアイヌ系住民がかなり居住していた旭川市域についてはなされなかったと考えられるが、アイヌ系の者が居住していたとしても、この当時すでに一般にアイヌの集住地域とは見なされなくなっていた札幌市域、小樽市域、函館市域については、給与地を下付されていた者以外を統計上には含まなかったものと考えられる。

なお、札幌市域については、官庁による統計上では、北海道旧土人保護法の適用を受けて給与地を下付されている者は、1925〔大正14〕年に0戸とされており、1934〔昭和9〕年に1戸5人のみとされている（北海道廳學務部社会課編 1936）。

そして、資料が残されているわけではないが、札幌市域では第二次世界大戦後になり、職を求めるなどして次第に札幌市域外からの転住者が増えていったと推察される。その数が初めて示されたのは、1976〔昭和51〕年のことであり（（社）北海道ウタリ協会札幌支部・北海道編 1976）、この前年と同年との調査により154世帯435人が数えられている。但し、これは全てを把握した数値とは言えず、その他にもかなりの居住人口が推測され、その後についてみると、明らかな増加傾向を認めることができる。

ちなみに、1971〔昭和46〕年に発足した（社）北海道ウタリ協会札幌支部の世帯数についてみると、1983〔昭和58〕年に191世帯、1987〔昭和62〕年に271世帯、1996〔平成8〕年に300世帯とされている。なお、1975年と1976年の両年の調査によると、「世帯主の札幌にきた動機」は、約70%近くが経済的理由からであり、さらにそのうち50.5%（53人）が「就職（転職）のため」とされている。

2. 旭川市域における場合

以上の札幌市域における場合に対して、旭川市域（上川地方）についてみると、19世紀に入ってから的人口しか知られていないが、1822〔文化5〕年に75戸527人、1857〔安政3〕年に75戸317人、1858〔安政4〕年に31戸81人が数えられており、場所請負制度との関係と考えられるが、記録上の差異が大きい。そして、明治期に入ると、1869〔明治2〕年に13戸105人とされているように一段と減少し、その後1872〔明治5〕年に31戸173人または179人（68戸306人の記録もある）、1877〔明治10〕年に41戸182人とされており、やや増加傾向を辿っている。この後については、20世紀の初頭頃まであまり大きな変動はなさそうであり、さらに以後今日に至るまで、次第に増える傾向が認められる。

ところで、この間の1890〔明治23〕年から1891〔明治24〕年頃における上川地方のアイヌの出身地方について、寄留者を除く計74戸のうち、48戸が旭川以北、21戸が雨竜以南石狩河口まで、5戸が担振、日高、十勝であるとした報告があるが、これによると祖先の居住地が上川（旭川）地方であるという例がないかあるいは不明ということになる。また、当時の上川地方におけるアイヌ諸グループは3大別されており、北見系（総じて「イシカリウンクル」と呼ばれ、そのうちの上流寄りのグループが「コタンバウンクル」、下流寄りのグループが「コタンケシウンクル」と言われる）が石狩川筋の比布、愛別（上流寄り）および近文付近（下流寄り）に、十勝系（「チュッペウンクル」および「ベペウンクル」）が忠別川筋と美咲川筋に居住し、この外に石狩川川下（中流域以下）方面の各地から比較的新しく移り住んだ人々が近文付近などにいたとされている（旭川市役所 1959）。

そして、北海道庁による明治20年代前半からの殖民地選定区画計画にもとづいて、以上のような近在のアイヌが旭川市域（旧鷹栖村近文）の給与予定地区に集められることになったが、この際3グループ（上記の3グループと一致するとは限らない）が、官に対して給与地をグループ別に設けるよう要請している。また、それら3グループによる要請は受け入れられず、結局それらの諸グループは、1894〔明治27〕年に旧鷹

栖村近文地区の給与予定地にまとめられることになってしまったが、それは『北海道旧土人保護法』の制定以前のことであった。

しかも、近在から近文の給与地に転住された人々については、その後1899〔明治32〕年に制定された『北海道旧土人保護法』が、同年給与予定地隣接地に第七師団が設置されたのに伴ってそのまま適用されることにならず、遅れて1906〔明治39〕年に公布された『旭川町旧土人保護規定』をもって準用されたという経緯がある。近文のアイヌがこのような経緯を担ったのは、第七師団の設営に関わった大倉組などが、その隣接地であった給与地地区の市街地化を目論み、近文のアイヌの移転を画策したためであったが、この移転の画策に対して1900〔明治33〕年に『旧土人留往期成会』が結成され、その運動によってアイヌの移転はなされずに済んでいる。この地域ではまた、その後1926〔大正15〕年にアイヌと労働運動や農民運動を担う政党との結びつきから『解平社』が結成されているが、これはアイヌとしての運動が労働運動や農民運動と結びついたアイヌ史上初めてのできごとであった。

さらに、1932〔昭和7〕年には、この地域のアイヌ系住民が中心となった『旧土人保護法撤廃同盟』が結成されている。要するに、歴史的に見てこの地域のアイヌ系住民は、最も進歩的な動向をいち早く担っている。そして、この地域におけるそのような風潮は、時代を下った第二次世界大戦後までも受け継がれているとみられる。すなわち、1972〔昭和47〕年に発足した『旭川アイヌ協議会』は、少なくとも最近まで（『アイヌ文化法（略称）』制定まで）行政に強い依存性を示してきた『（社）北海道ウタリ協会』とはかなり違った方向性をもってきた。

また、1974〔昭和49〕年には、『（社）北海道ウタリ協会』旭川支部が発足されたことによって、この地域のアイヌ系住民による集団化のあり方には二様の方向性があることが明らかとなった。

3. 札幌・旭川市域におけるアイヌ系人口・世帯数の動態とアイヌ系住民の動向

札幌・旭川両市域におけるアイヌ系住民の社会的分解過程を知るため、とくに人口および世帯数の動向について、ここで年代順に比較対照する便宜を図っておく。

付表 札幌・旭川市域におけるアイヌ系人口・世帯数の動態とアイヌ系住民の動向

年 代	札 幌 市 域	旭 川 市 域
1596～1615 (慶長期)	イシカリ場所成立？	
1688/元禄01年	イシカリ場所約940～950人（札幌市域？）	

1786/天明06年	イシカリ場所札幌市域123人		
1789/寛政01年		→この頃からイシカリ場所と関係？	
1792/寛政04年	イシカリ場所札幌市域236人		
1804/文化01年	イシカリ場所札幌市域558人		
1807/文化04年	イシカリ場所札幌市域493人		
1810/文化07年	イシカリ場所札幌市域555人		
1822/文政05年		→上川地方75戸527人	
1857/安政03年	イシカリ場所札幌市域177人	上川地方75戸317人	
1858/安政04年		→上川地方31戸81人	
	(以上、イシカリ場所時代：定住民以外の男女を含む。)		(C) ?
1869/M02	5戸13人、旧札幌2戸7人	④？	上川地方13戸105人
1870/M03	6戸13人、旧札幌9戸13人		
1871/M04	11戸31人、旧札幌211戸624人		
	札幌に開拓使庁設置	④？	
1872/M05	11戸34人、旧札幌556戸916人		上川地方31戸173人 (31戸179人『旭川市史稿』または68戸306人『高畑利宣調査資料』)
	札幌開拓使庁が「土人通辞」を「土人取締」に改称		④？
1873/M06	11戸47人、旧札幌709戸		
	札幌開拓使庁を札幌本庁に改称		
1874/M07	11戸46人、旧札幌811戸2,161人		
	札幌郡を第一大区に改称		
1875/M08	琴似村に屯田兵198戸965人入植		上川郡などのアイヌ居住地において、商人による物品持越、獣皮の交易や買取りが禁じられた。
1876/M09	発寒村に屯田兵32戸入植		
	山鼻村に屯田兵240戸1,114人入植		
	小樽の山本総五郎が開拓使等外三等出仕拝命		
	(エンチャを宗谷から対雁に強制移住)		
1877/M10	旧札幌1,001戸2,764人		上川地方41戸182人
1881/M14	11戸40人		
1882/M15	15戸56人	④？	上川地方41戸194人
1887/M20	旧札幌3,398戸13,534人		上川地方43戸200人
1890/M23		↓	上川地方74戸 (戸籍上、旭川以北48戸、雨竜以南石狩河口まで21戸、胆振・日高・十勝5戸)
(1891/M24) 頃		？	④？
		↓	これ以前より系統の相違によって以下の三地域集団に分立
		↓	I. Ishikariunkur: 石狩川筋
		？	(北見系)

1891/M24		↓	1. Kotanpaunkur/比布・愛別 2. Kotankeshunkur/近文付近 II. Chuppetunkur: 忠別川筋および Bepetunkur: 美咲川筋 (十勝系) III. 近時石狩川川下方面より入地 近文原野を区画し、150万坪をアイヌの給与予定地とする。
1892/M25	旧札幌5,039戸26,022人	↓	永山村に屯田兵400戸入植
1894/M27		↓	東旭川村に屯田兵200戸入植
1897/M30	旧札幌6,200戸35,306人	↓	旧旭川657戸3,481人 36戸が近文原野の給与予定地に集められる。
1899/M32		↓	40戸187人, 旧旭川1,308世帯3,627人
1890/M33		↓	〈北海道旧土人保護法〉制定 第1次給与地問題 土地処分保留 『旧土人留任期成会』結成
1902/M35	旧札幌8,777世帯51,227人	↓	第1次給与地問題解決 旭川村が旭川町に改称
1900年代初期頃	ほとんど転居	↓	46戸204人 旭川町に近文編入 旧旭川4,482世帯16,441人
1903/M36		↓	④ 第2次給与地問題
1906/M39		↓	37戸200人(給与地付与者50人) 〈旭川町旧土人保護規定〉公布
1907/M40	旧札幌10,439世帯66,193人	↓	第2次給与地問題解決 51戸233人, 旧旭川7,179世帯33,392人
1912/T01	旧札幌15,478世帯95,419人	↓	人 ⑤?
1916/T05	旧札幌16,651世帯86,680人	↓	49戸263人 57戸262人, 旧旭川9,501世帯64,391人
1919/T08		↓	人
1921/T10	旧札幌20,976世帯116,283人	↓	〈北海道旧土人保護法〉第1回改正 54戸290(291)人, 旧旭川11,936世帯58,805人
1922/T11	札幌区が札幌市に改称		

1925/T14	0戸0人, 旧札幌28,785世帯 149,297人	61戸291人, 旧旭川13,121世帯 64,991人
1926/T15	旧札幌30,172世帯154,672人	↓ 62戸299人 『解平社』発足
1930/S05	旧札幌32,752世帯168,576人	↓ 旧旭川13,344世帯66,413人 59戸297人, 旧旭川14,877世帯 76,541人
1932/S07		第3次給与地問題 『旧土人保護法撤廃同盟』結成
1934/S09		49戸 〈旭川市旧土人保護地処分法〉公布 第3次給与地問題解決
1935/S10	給与地付与世帯1戸(5)名 旧札幌38,019世帯196,539人	61戸306人, 旧旭川16,349世帯 83,683人 (C)?
1937/S12		〈北海道旧土人保護法〉第2回改正
1940/S15	旧札幌41,607世帯206,103人	63戸320人, 旧旭川18,065世帯 87,514人
1945/S20	旧札幌45,905世帯220,139人	68世帯335人, 旧旭川18,622世帯 89,513人
1946/S21		〈北海道旧土人保護法〉第3回改正
1947/S22		〈北海道旧土人保護法〉第4回改正
1950/S25	旧札幌67,492世帯313,850人	旧旭川25,286世帯123,238人
1955/S30	琴似町・札幌村・篠路村合併	
1957/S32		84世帯416人 (C)?
1960/S35	(社)北海道アイヌ(→ウタリ)協会再建 旧札幌135,783世帯523,839人	旭川(組替)59,423世帯246,897人
1963/S38	1960年代前半より増加傾向強まる	
1964/S39		行政管理庁が〈北海道旧土人保護法〉廃止勧告
1965/S40	旧札幌224,681世帯794,908人	旭川(組替)79,820世帯283,625人
1968/S43		〈北海道旧土人保護法〉第5回改正
1970/S45	北海道内全道市長会総会で〈北海道旧土人保護法〉廃止案採択 旧札幌312,234世帯1,010,123人	旭川(組替)90,412世帯308,900人
1971/S46	(社)道ウタリ協会札幌支部発足 (C)	
1972/S47		旭川アイヌ協議会発足 同年常磐公園内『風雪の群像』爆破 事件 (C)
1974/S49		〈第1次北海道ウタリ福祉対策〉

		(社) 道ウタリ協会旭川支部発足 ③
1975/S50	札幌市419,475世帯1,240,613人	旭川市107,233世帯321,969人
1976/S51	154世帯435人 <札幌市実態調査>	
1979/S54		125世帯403人
1980/S55	札幌市508,823世帯1,401,757人	旭川市122,256世帯352,793人
1981/S56	<第2次北海道ウタリ福祉対策>	126世帯394人
1982/S57	北海道アイヌ政治連盟発足 ③	
1983/S58	札幌アイヌ文化協会発足・アイヌ民族文化伝承の会発足 ③	(社) 道ウタリ協会支部47世帯
1984/S59	(社) 道ウタリ協会支部191世帯 (社) 北海道ウタリ協会が<アイヌ民族に関する法律>案提示	127世帯367人 (旧給与地地域86世帯240人)
1985/S60	(社) 道ウタリ協会支部254世帯, 札幌市508,823世帯1,401,757人 ③	(社) 道ウタリ協会支部60世帯 (社) 道ウタリ協会支部60世帯 旭川市131,838世帯365,036人
1987/S62	(社) 道ウタリ協会支部271世帯 ③ <1988年にかけて第2次実態調査>	(社) 道ウタリ協会支部59世帯
1988/S63	<第3次北海道ウタリ福祉対策> 北海道知事に『ウタリ問題懇話会』答申提出	
1989/S64	(社) 道ウタリ協会支部296世帯 ③	(社) 道ウタリ協会支部47世帯
1990/H02	札幌市646,647世帯1,671,742人	旭川市137,921世帯362,453人
1991/H03	(社) 道ウタリ協会支部277世帯	
1993/H05	<第4次北海道ウタリ福祉対策>	
	(社) 道ウタリ協会支部301世帯	(社) 道ウタリ協会支部47世帯
1995/H07	(社) 道ウタリ協会支部283世帯	(社) 道ウタリ協会支部48世帯
1996/H08	『ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会』答申提出 (社) 道ウタリ協会支部300世帯	(社) 道ウタリ協会支部32世帯 ④ 旭川アイヌ協議会32(33)世帯 ④

表注

1. アンダーラインの部分はアイヌ系世帯または人口を意味する。
2. ③は輻合 convergence, ④は拡散 divergence を意味する。
3. ③: convergence および④: divergence は、社会的な意味では、<都市(都会)へ転出(入)する現象>および<都市(都会)から転出する現象>と<都市(都会)中において集合する現象>および<分化する現象>を意味する。また、③: convergence および④: divergence は、文化的な意味では、<同質化する現象>と<多様化する現象>を意味する。
4. αは若干数を意味する。
5. 世帯数・人数については、『旭川市史』、『新旭川市史』、『札幌市史』、『新札幌市史』のほか、それらの引用書によった。
6. 1979・1981・1984年分の旭川市域における世帯数・人数は、旭川市大塚一美氏他の調査による。
7. 1996年分の旭川市域に関する内容は、旭川市間見谷善昭氏による。

Ⅳ. 結語／札幌・旭川両市域におけるアイヌ系住民の輻合・拡散現象

以上のように、札幌市域におけるアイヌ系住民と旭川市域におけるアイヌ系住民の動向やそれらに関わる諸条件には差異が認められるが、それらのアイヌ系住民による輻合および拡散現象はそれぞれの都市におけるアイヌ系住民の動向を特徴づけるものとして考えられるところから、以下にその検証を試みることにする。なお、端的に述べると、すでにも述べているごとく、〈輻合〉とは異なるもの（あるいは事象）の同一化、〈拡散〉とは同一のもの（あるいは事象）の分化を意味しており、以下ではそれらの社会的側面と文化的側面とについてそれぞれ検討することにする。

札幌市域におけるアイヌ系住民自らによる社会的輻合現象の一面である集団化は、（社）北海道ウタリ協会札幌支部の結成をもって指摘することができる。それは第二次世界大戦後の四半世紀を経てからのことであり、主として経済的理由にもとづくものと考えられる。また、その前段階として、明治期以来札幌市域に各地から転住する者が次第に増えていったという集合現象があり、この都市への集合も社会的輻合の一つのあり方とみられる。なお、札幌市域の第二次世界大戦後については、明治期前半までの札幌市域におけるアイヌの家系を担った者はほとんどいないか、全く存在しないと推測される。

なお、第二次世界大戦後の札幌市域におけるアイヌ系住民は、既述のような特長からして、総じて〈転住型〉と表現し得よう。また、（社）北海道ウタリ協会札幌支部会員については「ニュー＝アイヌ型」と呼んで良からう。しかし、札幌市域におけるアイヌ系住民についてみると、集団化する方向性のみならず、分化する方向性も明確に認められる。すなわち、（社）北海道ウタリ協会札幌支部に属さない者がそれに属する者に劣らぬ程度存在していると認められることや、それに属しながら別の小団体をつくっていることなどから、拡散現象も確認することができる。

また、今日の札幌市域におけるアイヌ系住民の多くについては、第二次世界大戦後札幌市域に転住した者か、そのような家系を担った者であるが、北海道、サハリン島の各地に家系が起源するそのような人々によって、種々の文化的（儀礼、工芸、歌舞、言語などの）融合もなされており、それらは総じて文化的輻合と言い換えることができるものである。

これに対して、旭川市域におけるアイヌ系住民の場合には、3大別されている明治

20年代前半以前からのグループの何れかに属する者の家系を担った者が、今日まで核をなしてきており、すでに1900〔明治33〕年に『旧土人留任期成会』を結成した段階から、1932〔昭和7〕年に『旧土人保護法撤廃同盟』を結成して盛んな活動を行なった段階までの間で、次第に一集団としての共通の意識を強くもつようになり、これに伴い漸次「旭川アイヌ」もしくは「上川アイヌ」としての意識を強くしていったと推測される。旭川市域におけるアイヌ系住民の場合には、すでに1世紀近く前において、各地に家系の起源をもつ人々の一集団化の基礎がつくられ、その後そのような人々とそのような人々の家系を担った者によって、一集団としての結びつきが高められていっており、第二次世界大戦後には祖先の社会的系譜にあまりこだわらなくなったようである。とくに1950年代後半には、前記の3グループ間にあった自集団意識がほとんどなくなったようである。

旭川市域におけるアイヌ系住民のこのような一集団化に伴っては、地元意識も形成されていったと考えられるが、とくに第二次世界大戦後における旭川市域におけるアイヌ系住民については、札幌市域におけるアイヌ系住民の〈転住型〉に対して、おおよそ〈地元型〉と称して良い存在にまで変容したと見なされる。すなわち、旭川市域におけるアイヌ系住民は、かつて明治20年代の半ば近くまでは、〈半転住型〉ないしおおよそ〈転住型〉であったが、その後次第に〈地元型〉に近づいていったわけである。

また、第二次世界大戦後における旭川市域におけるアイヌ系住民については、「アイヌ」としての立場を守ることこだわらなくなる方向性をもった「ポスト＝アイヌ型」の者が、「ニュー＝アイヌ型」の者より明らかに多いと見受けられ、とくに『アイヌ文化法（略称）』制定までの『旭川アイヌ協議会』の会員については、おおよそ「ポスト＝アイヌ型」と位置づけることができる。さらに、これまでの過程において、この地域についてもまた、例えば「アイヌ」としての組織化を担う者とそうでない者との分化などといった社会的分化現象、すなわち拡散現象が起きている。

そして、旭川市域におけるアイヌ系住民の場合についても、文化的輻合が漸次的に生じてきたと考えられるが、そのような傾向がはっきりするようになったのは、札幌市域におけるアイヌ系住民の場合よりもずっと古く、明治期からのことである。但し、今日では札幌市域におけるアイヌ系住民の場合によっても、旭川市域におけるアイヌ系住民の場合によっても、百数十年以上前の各グループに伴っていた「アイヌ文化」はほとんど受け継がれておらず、すでに「アイヌ文化」の〈再現期〉に入っている。

なお、以上のような検討方法、整理方法をとることによりアイヌ系住民の各都市に

おける特徴を示すことができるとすれば、他の都市におけるアイヌ系住民の類型化も可能になるものと期待される。

謝 辞

本論をなすに当たり、国立民族学博物館の清水昭俊教授と松山利夫教授、札幌市計良光範・智子夫妻、旭川市大塚一美氏、同市間見谷善昭氏らに、とりわけ種々のご教示を頂いたり、いろいろとお世話になりました。末筆ながら記して感謝の意を表する次第です。

注

- 1) 北海道アイヌ協会編：1930・1931・1933((社)北海道ウタリ協会編 1994, pp. 12-178)
- 2) (社)北海道アイヌ協会編：1948((社)北海道ウタリ協会編 1994, pp. 179-238)
- 3) (社)北海道ウタリ協会編：1971～1995
- 4) (社)北海道ウタリ協会編：1983～1995
- 5) (社)北海道ウタリ協会編：1990, pp. 843-1014
- 6) (社)北海道ウタリ協会編：1994, pp. 811-1436
- 7) (社)北海道ウタリ協会札幌支部編：1992
- 8) (社)北海道ウタリ協会札幌支部編：1993
- 9) 札幌アイヌ文化協会：1983
- 10) 山岸利男・山本修三編：1991
- 11) アイヌ・モンリの自治区を取り戻す会編：1992
- 12) ヤイ・ユエカラの森事務局：1992～1995
- 13) 東京朝日新聞社：1926.10.22
- 14) 大阪人権歴史資料館編：1993, p. 90
- 15) 竹ヶ原幸朗：1992
- 16) 旭川市史編集委員会編：1959, p. 264
- 17) 門別薫編：1993
- 18) 本郷新による彫像で、4人の和人（成年男性3人、成年女性1人）の立像と腰を掛けている老アイヌ（男性1人）像とによって構成されたブロンズ製の群像。
- 19) 門別薫編：1993, p. 3
- 20) 門別薫編：1993, pp. 3-6

文 献

- アイヌ・モンリの自治区を取り戻す会編
 1992 『アイヌ・モンリ／アイヌ民族から見た「北方領土返還」交渉』東京：御茶の水書房。
 旭川市史編集委員会編
 1959 『旭川市史第一巻』旭川：旭川市役所。
 旭川市史編集会議編
 1993 『新旭川市史第六巻・史料一』旭川：旭川市長。
 1994 『新旭川市史第一巻・通史一』旭川：旭川市長。
 旭川市総務局総務部市史編集事務局編
 1990 『目で見る旭川の歩み』旭川：旭川市。
 大阪人権歴史資料館編

河野 アイヌ系住民の都市における動向

- 1993 『近代日本とアイヌ民族』 大阪：大阪人権歴史資料館。
- 加藤好男
1991 『石狩アイヌ史資料集』 札幌：加藤好男（私家版）。
- 河野本道
1996 『アイヌ史／概説』 札幌：北海道出版企画センター。
1999 「都市におけるアイヌ系日本国民の動向——札幌市域と旭川市域の事例から」 青柳清孝・松山利夫編『先住民と都市・人類学の新しい地平』 pp. 81-92, 東京：青木書店。
- 札幌アイヌ文化協会
1983 『札幌アイヌ文化協会規約』 札幌：札幌アイヌ文化協会。
- 札幌市教育委員会編
1987 「イシカリ場所人別帳」『新札幌市史第六巻・史料編』 札幌：札幌市。
1989 『新札幌市史第一巻・通史一』 札幌：札幌市。
1991 「アイヌの人びと」『新札幌市史第二巻・通史二』 pp. 534-549, 札幌：札幌市。
1994 「札幌とアイヌ問題」『新札幌市史第三巻・通史三』 pp. 507-523, 札幌：札幌市。
- 社団法人北海道ウタリ協会編
1971～1995 『先駆者の集い』 札幌：社団法人北海道ウタリ協会。
1983～1995 『昭和58年度総会議案書』～『平成7年度総会議案書』 札幌：社団法人北海道ウタリ協会。
- 社団法人北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会編
1990 『アイヌ史・資料編3・近現代史料（1）』 札幌：社団法人北海道ウタリ協会。
1994 『アイヌ史・資料編5・北海道アイヌ協会／北海道ウタリ協会活動史編』 札幌：社団法人北海道ウタリ協会。
- 社団法人北海道ウタリ協会札幌支部
1993 『社団法人北海道ウタリ協会札幌支部規約』 札幌：社団法人北海道ウタリ協会札幌支部。
- 社団法人北海道ウタリ協会札幌支部編
1993 『ウタリ協会札幌支部20年の歩み』 札幌：社団法人北海道ウタリ協会札幌支部。
- 社団法人北海道ウタリ協会札幌支部・北海道編
1976 『札幌市在住ウタリ実態調査報告書』 札幌：北海道。
- 瀬川拓郎
1998 「干鮭と丸木船」『時の絆・石附喜三男先生を偲ぶ・道を辿る』 pp. 501-522, 札幌：北海道図書企画。
- 竹ヶ原幸郎
1992 「「解平社」の創立とアイヌ解放運動」『解放教育』 284, 34-43, 東京：明治図書出版株式会社。
- 東京朝日新聞社
1926 『東京朝日新聞』 1926年10月22日付, 東京：東京朝日新聞社。
- 東京都企画調整局調査部編
1976 「東京在住ウタリ実態調査報告書（抜粋）」『東京部落解放研究』 7, 東京：東京部落解放研究会。
- 東京都企画審議室調査部（鈴木二郎）編
1989 『東京在住ウタリ実態調査報告書』 東京：東京都企画審議室調査部。
- 原田一典
1992 「イシカリ諸場所アイヌ試論——特に上川アイヌの場所帰属とその移転をめぐって」『旭川研究〈昔と今〉』 3, 51-72, 旭川：旭川市。
1993 「イシカリ諸場所アイヌ試論——特に上川アイヌの場所帰属とその移転をめぐって（承前）」『旭川研究〈昔と今〉』 5, 1-35, 旭川：旭川市。
- 北海道生活福祉部編
1994 『平成5年北海道ウタリ生活実態調査報告書』 札幌：北海道生活福祉部。
- 北海道廳學務部社会課編
1936 『北海道旧土人概況』 札幌：北海道廳學務部社会課。
- 北海道日高支庁編
1985 『日高地方におけるアイヌ系住民の生活実態とその問題点』 浦河：北海道日高支庁。

北海道民生部編

1972 『北海道ウタリ実態調査報告』札幌：北海道民生部。

1979 『北海道ウタリ生活実態調査報告』札幌：北海道民生部。

1986 『北海道ウタリ生活実態調査報告』札幌：北海道民生部。

門別薫編

1993 『旭川アイヌ協議会略年表』旭川：旭川アイヌ協議会。

ヤイ・ユーカラの森事務局編

1992～1995 『活動連絡ニュースレター Yay Yukar Park』札幌：ヤイ・ユーカラの森事務局。

山岸利夫・山本修三編

1991 『「アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展」写真集』札幌：「アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展」実行委員会。